SRC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2014年(平成26年) 4月15日(火)

発行:税理士法人 SBC パートナーズ 大阪市北区太融寺町3番24号 日本生命梅田第二ビル3階

今年度税制改正法が成立!政省令も公布 飲食費50%損金算入の帳簿記載事項も明示

平成 26 年度税制改正法案 (「所得税法等の一部を改正する法律案」、「地方法人税法案」、「地方税法等の一部を改正する法律案」) が 3 月 20 日、参議院本会議で可決成立した。

3月31日には、これら改正法とともに、その施行令・施行規則 である改正政省令が交付・施行されている。

平成26年度改正は、生産性向上設備投資促進税制の創設、中小 企業投資促進税制及び所得拡大促進税制の拡充、交際費等の損金 不算入制度の見直しなどが柱となっている。

改正政令では、ゴルフ会員権等を損益通算の対象外とする措置 や消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の対象範囲の見直し等が 手当てされ、改正規則では、交際費の飲食費 50%損金算入に係る 帳簿記載事項等も明らかにされている。

まず所得税関係では、ゴルフ会員権を譲渡した場合の譲渡損失 を他の所得と損益通算することができないように、「生活に通常必 要でない資産」の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の 目的で所有する不動産以外の資産が加えられている。

また、消費税関係では、課税売上割合の計算上、金銭債権の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされた。有価証券の譲渡と同様に、譲渡金額の5%を分母に算入するということだ。

簡易課税制度のみなし仕入率については、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、金融業及び保険業を第五種事業としてみなし仕入率50%、不動産業を第六種事業としてみなし仕入率40%にそれぞれ縮減することになる。

改正省令では、この4月1日以後に開始する事業年度から適用 される接待飲食費50%損金算入制度の細目が手当てされている。

同制度の対象となる接待飲食費については、飲食等の年月日と相手方の氏名・名称等、飲食費の額と飲食店等の名称・所在地を帳簿書類で明らかにしたものと規定されている。交際費から除外される飲食費の5,000円基準と異なり、参加人数の記載は不要とされている。

SBC Seminar

セミナー案内

【資金調達】創業者のための

"資金調達完全解説"セミナー

日 時:2014年5月9日(金) 17:00~18:00 (開場16:45~)

講 師:税理士法人 SBC パートナーズ 高瀬 大祐

対 象:創業者・創業をお考えの方

定 員:5名(先着順)

参加費: 1 名様 3,000 円(税込) ※当日会場にてお渡し下さい。 弊社顧問契約先・サクセスクラブ会員無料

会 場: SBC本社セミナールーム 大阪市北区太融寺町 3-24 日本生命梅田第二ビル 3F各線大阪駅・梅田駅から 徒歩6分

問合せ:税理士法人 SBC パートナース゚ TEL 06-6315-1819 (担当:宮阪・横山)

Scope-

法律、政令、省令

税制の改正は、法律、政令、 省令の3本立てで行われる のが一般的です。法律は、 いうまでもなく国会の衆参 両議院の本会議で可決成立 し、公布・施行されます。 これに対し政令は、〇〇法 施行令という形で、内閣が 閣議決定し、公布施行され ます。法律から委任を受け て法律の実態面を補う規定 が多くなっています。省令 は、〇〇法施行規則という 形で、財務大臣名で公布さ れるもので、申告書の様式 などが規定されています。

SBC PARTNERS